

## 社会福祉法人希望 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人希望（以下「法人」という。）の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において、役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会又は評議員会（以下「理事会等」という。）に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	実費弁償費
理事会等出席報酬等	3,000 円	実費

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	実費弁償費
評議員会出席報酬等	3,000 円	実費

3 交通費の実費は、自家用車での移動については、1kmあたり27円とし、住所から目的地までの往復分とする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費

を支払うことができる。

4 交通費の実費は、自家用車での移動については、1 kmあたり27円とし、住所から目的地までの往復分とする。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程によるものとする。

(兼務理事)

第6条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は支給しないものとする。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算により計算金額に1円未満の端数が生じた場合には次の端数処理を行うものとする。

- 1 50銭未満の端数についてはこれを切り捨てる。
- 2 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月28日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等 (日額)	6,500 円	実費	職員との 兼務がない 場合
理事業務報酬等 (日額)	6,000 円	実費	職員との 兼務がない 場合
評議員業務報酬等 (日額)	6,000 円	実費	
監事監査指導報酬等 (日額)	6,000 円	実費	